

【用語】 御本丸様—将軍家 津出シ—領内の物資を河岸から江戸へ移出すること 彦生—ひこばえ 葵、伐つた草木の根株から出た芽 佐位郡香林村—佐波郡赤堀町 御林守—地元で御林を管理した役人、山目付・山廻りともいう

【解説】 江戸時代の山林原野は大きく領主林と百姓林に分けられる。領主林は、おもに普請等の御用材の確保を目的として幕府や諸大名が直接管理・保護した山林で、御林・御用林・御立山などと呼ばれた。とくに幕府の御林山は、貞享二年（一六八五）創設された御林奉行が事務を担当し、代官・手代等が補佐したが、地元の村落には御林守（山守）を任命して実際の管理・保護・指導にあたらせた。

赤城山南麓の台地上に位置する佐位郡香林村には幕府が指定した御用林があつた。寛文郷帳では林高三二石とあり、はじめ旗本牧野氏の知行地であつたが、のち幕府領に編入された。御用林に指定された年代は明らかでないが、この文書は、宝永四年（一七〇七）香林村の役人と御林守が幕府役人へあてた御林の取締り証文である。香林村では宝永元年將軍家御用の薪を伐り出したあと、幕府から松苗木七二本が与えられ、それを植樹しており、その管理と保護について誓約したものである。なお、香林村ではのち御林守二人が任命され、その一人の伝兵衛が、本文書を所蔵する久保田家の先祖にあたる。そして御林守には幕府代官からそれぞれ米一〇俵が給米として渡された。